

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前												
<p>(講習科目の受講の一部免除) 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1056 241 1136 654">受講の免除を受けることができる者</th><th data-bbox="1056 654 1136 1079">講習科目</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="316 241 1018 654"><p>(略)</p><p>一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてシヨベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号)に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者</p></td><td data-bbox="316 654 1018 1079"><p>(略)</p></td></tr><tr><td data-bbox="272 241 316 654"><p>(略)</p></td><td data-bbox="272 241 316 654"><p>(略)</p></td></tr></tbody></table>	受講の免除を受けることができる者	講習科目	<p>(略)</p> <p>一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてシヨベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号)に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(講習科目の受講の一部免除) 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1056 1169 1136 1581">受講の免除を受けることができる者</th><th data-bbox="1056 1581 1136 2007">講習科目</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="316 1169 1018 1581"><p>(略)</p><p>一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてシヨベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者</p></td><td data-bbox="316 1581 1018 2007"><p>(略)</p></td></tr><tr><td data-bbox="272 1169 316 1581"><p>(略)</p></td><td data-bbox="272 1169 316 1581"><p>(略)</p></td></tr></tbody></table>	受講の免除を受けることができる者	講習科目	<p>(略)</p> <p>一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてシヨベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
受講の免除を受けることができる者	講習科目												
<p>(略)</p> <p>一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で第二次検定においてシヨベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で建設機械施工管理について種別を定める等の件(令和三年国土交通省告示第百二号)に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者</p>	<p>(略)</p>												
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>												
受講の免除を受けることができる者	講習科目												
<p>(略)</p> <p>一 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定のうち、一級の技術検定に合格した者で実地試験においてシヨベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は二級の技術検定で昭和四十八年建設省告示第八百六十号に定められた第二種若しくは第六種の種別に該当するものに合格した者</p>	<p>(略)</p>												
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>												